

# 千葉市財産評価委員会設置条例

平成22年3月23日

千葉市条例第29号

## (設置)

第1条 本市は、千葉市財産評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、本市が取得し、若しくは処分し、又は貸し付けようとする不動産の価格及び賃料について調査審議する。

## (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、第4項の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、議事につき自己又は自己と密接な関係のある者に直接の利害関係を有する場合においては、その審議に加わることができない。  
(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。  
(部会)

第7条 特定の事項について調査審議するため必要があるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を委員会に報告する。
- 6 第4条第4項の規定は、副部会長について準用する。
- 7 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。